

北上市監査委員告示第2号

令和5年2月17日付け北上市監査委員告示第1号をもって公表した令和4年度定期監査の結果について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和5年3月27日

北上市監査委員 清水 正 士  
同 佐 藤 恵 子

令和5年3月23日

北上市監査委員 清水正士様

同 佐藤恵子様

北上市長 高橋敏彦



定期監査の指摘事項に対する措置について（報告）

令和5年2月17日付け4北監事第88号で報告を受けた定期監査結果における指摘事項について、次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

1 指摘事項

学校開放施設使用券の不適切な管理

2 措置内容

(1) 検証の結果、次の3項目が主な原因であることを確認した。

ア 年度契約の業務委託でありながら、契約時・完了時の使用券の受払を行っておらず、前年からのものをそのまま利用させていた。

イ 業務委託の仕様がたまかなもので、細かいマニュアル等が作成されておらず、業務に関する説明、指導等が行き届いていなかった。

ウ 使用券の確認が、毎月の報告書のみの確認にとどまっており、受託者の事務所等に赴いての定期的な確認を行っていなかった。

(2) 再発防止策として、次の対策を実施する。

ア 課長専決の事項であっても、重要なもの、イレギュラーなものについては、速やかに上司に報告を行い、指示を受ける。

イ 業務委託完了時に、受託者に渡していた使用券を回収し、次年度の契約時に新たな使用券を受託者に渡す。また、不正利用のチェックや枚数の確認照合がより正確に行えるよう、1枚ごとに付番した使用券を作成する。

ウ 受払簿様式や金券管理の方法等を盛り込んだ業務委託の細かなマニュアルを早急に作成し、受託者に説明・指導を行う。

エ 使用券の販売枚数及び残枚数の照合について、スポーツ推進課の職員が受託者の販売所に赴き、半期に1回確認する。

オ キャッシュレスによる料金決済システム導入の検討を進める。

担当 企画部総務課 嶽間澤健一郎  
連絡先 内線 3222

